

一般社団法人統計関連学会連合定款

令和 6年10月 1日 作成

一般社団法人統計関連学会連合定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人統計関連学会連合と称し、英文表記を Japanese Federation of Statistical Science Associations、略称を J F S S A とする。

(目的)

第2条 当法人は、統計学の発展及び普及を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 統計科学に関する学術的な会合の開催
- 2 統計科学に関する機関誌の発行
- 3 統計科学に対する社会からの諸要請への対応
- 4 統計科学の重要性に関する対外的情報発信
- 5 統計関連諸学の普及
- 6 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都千代田区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 会員

(入会、会員の資格及び代議員)

第5条 当法人は、第2条の目的を共有する学会及び学術団体を会員とする。

- 2 当法人の会員となるには、理事会が別に定めるところにより当法人の理事会に申し込み、その承認を受けなければならない。
- 3 会員は、当該学会の代表者及び役員であり、総会において議決権を行使する代議員2名を選任し、予め届け出なければならない。
- 4 前項の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(経費の負担)

第6条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は社員総会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。
- 3 納付した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第 7 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (3) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき
- (4) 除名されたとき

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合等、除名すべき正当な事由があるときには、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、あらかじめ通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 10 条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。代議員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 社員総会

(種類)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(総会の権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業報告及び決算書類等の承認
- (4) 事業計画及び収支予算の承認
- (5) 会員の資格及び会費の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項及び理事会で必要と認めた事項

(開催)

第 14 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(社員総会の招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときには、4 週間以内に社員総会を招集しなければならない。

4 代表理事は、社員総会の日を 2 週間前までに、各社員に対して招集通知を発しなければならない。

(社員総会の議長)

第 16 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事の中から議長を選出する。

(議決権の数)

第 17 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により表決した社員は、第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 前項の規定に関わらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び合併
- (5) その他法令で定めた事項

(議決権の行使)

第 19 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

(議事録)

- 第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 名以上が前項の議事録に署名又は記名押印する。
 - 3 前項の議事録は、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(役員の数)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 16 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とし、2 名以内を副代表理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 役員は社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第 23 条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。

3 代表理事、副代表理事及び理事は、事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がその職務を代行し、執行する。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の制限)

第 25 条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。監事についても、同様とする。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族
(理事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(監事の任期)

第27条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の費用弁償の支給基準については、理事会の決議を経て別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、副代表理事1名が理事会を招集する

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事の中から議長を選出する。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、当該理事会に出席した代表理事及び監事が署名又は記名押印しなければならない。ただし、代表理事が理事会に出席しなかったときは、その理事会に出席した理事及び監事が記名押印するものとする。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第37条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第38条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第39条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第 3 号及び第 4 号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類及び監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 43 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 45 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 46 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

- 第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、代表理事の管理の下、所要の職員を置くことができる。
 - 3 所要の職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

第10章 委員会

(委員会)

- 第48条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員長及びその他の委員は、理事会が選任する。
 - 3 委員会の任務、構成及び運営等に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 附則

(委任)

- 第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

- 第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時役員)

- 第51条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりである。

設立時理事	宿久 洋
設立時理事	川崎 能典
設立時理事	山本 義郎
設立時代表理事	宿久 洋
設立時監事	栗原 考次

(設立時社員)

第 52 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 宿久 洋
住所 (省略)

設立時社員 川崎 能典
住所 (省略)

設立時社員 山本 義郎
住所 (省略)

(法令の準拠)

第 54 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。